第十八条の表第百十四条の三の二第一項各号列記以外の部分及び同条第一号、第百十四条の三の三第一項各号列記以外の部分及び同条第一号並びに第百十四条の三の四第一項各号列記以外の項を次のように改める。

第百十四条の三の二第一項各号列記以外の部分及び同条第一号	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の三の二第二項	知事等	地方公共団体情報システム機構
第百十四条の三の三第一項各号列記以外の部分及び同項第一号	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の三の三第三項	知事等	地方公共団体情報システム機構
第百十四条の三の四第一項各号列記以外の部分	法	なお効力を有する改正前国共済法

第十八条の表第百十四条の三の四第一項第四号の項の次に次のように加える。

第百十四条の三の四第四項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十八条の表第百十四条の三の五、第百十四条の三の六第一項、第百十四条の三の七第一項、第百十四条の三の七第二項各号列記以外の部分、第百十四条の四第一項及び第三項並びに第百十四条の四の二の項を次のように改める。

第百十四条の三の五、第百十四条の三の六第一項、第百十四条の三の七第一項及び第百十四条の三の七第二項各号列記以外の部分	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の三の七第四項	知事等	地方公共団体情報システム機構
第百十四条の四第一項及び第三項並びに第百十四条の四の二	法	なお効力を有する改正前国共済法

第十八条の表第百十四条の六第一項及び第百十四条の七の項を次のように改める。

第百十四条の六第一項	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の六第三項	知事等	地方公共団体情報システム機構
第百十四条の七	法	なお効力を有する改正前国共済法

第十八条の表第百十四条の十四第二項第四号及び第五号の項の次に次のように加える。

第百十四条の十五第三項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十八条の表第百十四条の十六第一項及び第百十四条の十六の二第一項の項を次のように改める。

第百十四条の十六第一項	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の十六第二項	知事等	地方公共団体情報システム機構
第百十四条の十六の二第一項	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の十六の二第三項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十八条の表第百十四条の十六の三第一項の項の次に次のように加える。

第百十四条の十六の三第三項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十八条の表第百十四条の十九の項を次のように改める。

第百十四条の十九	法	なお効力を有する改正前国共済法
	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十八条の表第百十四条の二十八第二項の項の次に次のように加える。

第百十四条の二十八第四項	知事等	地方公共団体情報システム機構

第十八条の表第百十四条の二十八の二第一項及び第百十四条の二十八の三第一項の項を次のように改める。

第百十四条の二十八の二第一項	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の二十八の二第二項	知事等	地方公共団体情報システム機構